

要介護・要支援サービスを受けるまでの流れ

1. 申請

本人又は家族の方が福祉課窓口に申請してください。包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設による代行申請も可能です。

2. 調査

調査員が訪問し、本人の心身の状態について全国共通の様式で調査します。同時にかかりつけ医師に意見書を作成してもらいます。

3. 認定

調査結果と医師の意見書をもとにコンピュータで判定(1次判定)を行い、その後、要介護認定審査会で介護(支援)が必要かどうか審査判定(2次判定)をします。

4. サービス計画

介護支援専門員又は太子町地域包括支援センターが本人や家族の希望を尊重してサービス計画(ケアプラン)を作ります。自分で作ることも可能です。

4. サービス利用開始

介護サービス計画に基づいて、サービスが提供されます。

?「自立」と判定された人は?

介護サービスを受けることはできませんが、介護状態となることを予防するための介護予防事業を利用することはできます。